

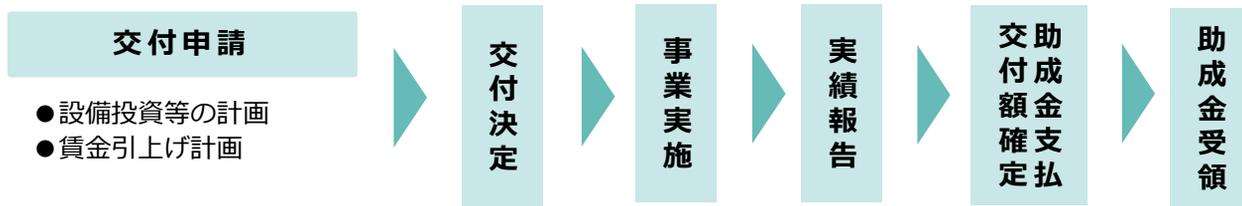
賃金引上げ計画を策定して申請する場合

埼玉県最低賃金は令和5年10月1日から
時間額1,028円（41円アップ）

<交付申請から助成金受領までの流れ>

！令和6年1月31日締切

！2月28日期限



- 賃金引上げ（就業規則等の改正及び適用）は、交付申請後令和6年2月28日までであれば時期を問いません。
- 賃金の支払は原則として実績報告書の提出日までに行う必要があります。

<対象事業者（事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内）>

交付申請時期	事業場内最低賃金の範囲
～9月30日	987円～1,037円
10月1日～	1,028円～1,078円

<賃金引上げ時期と引上げ額（例）>

賃金引上げ時期	賃金引上げ額	助成対象	コース
～9月30日	987円から1,017円（30円アップ）	○	30円コース
10月1日～	1,028円から1,058円（30円アップ）	○	30円コース
～9月30日と 10月1日～の2段階	987円から1,028円（41円アップ） 1,028円から1,032円（4円アップ）	○	45円コース

賃金引上げを完了してから申請する場合

埼玉県最低賃金は令和5年10月1日から
時間額1,028円（41円アップ）

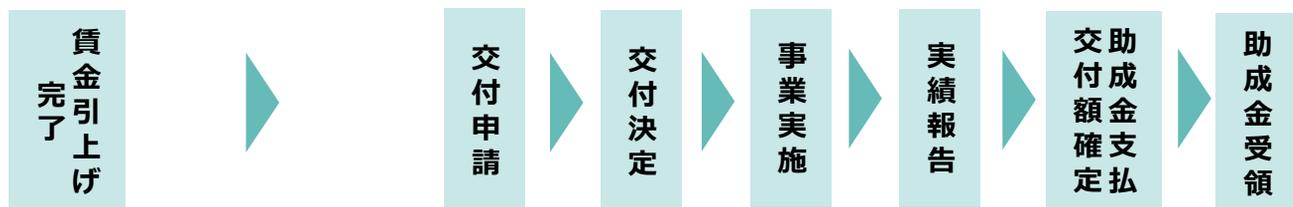
<対象> 50人未満事業場

<賃金引上げから助成金受領までの流れ>

！ 4月1日～12月31日

！ 1月31日締切

！ 2月28日期限



- 賃金引上げ
(就業規則等の改正及び適用)
- 賃金支払

- 設備投資等の計画
- 賃金引上げ結果

<対象事業者（事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内）>

賃金引上げ時期	引き上げ前の事業場内最低賃金の範囲
4月1日～9月30日	987円～1,037円
10月1日～12月31日	1,028円～1,078円

<賃金引上げ時期と引上げ額（例）>

賃金引上げ時期	賃金引上げ額	助成対象	コース
4月1日～9月30日 新しい埼玉県最低賃金額（1,028円）に対応させる必要がある金額も「賃金引上げ額」の対象（〇円アップ）にできます。	987円から1,017円（30円アップ）	○	30円コース
	987円から1,028円（41円アップ）	○	30円コース
	1,037円から1,082円（45円アップ）	○	45円コース
10月1日 埼玉県最低賃金の引上げ額に対応させる必要がある金額を「賃金引上げ額」の対象（〇円アップ）に含めることはできません。	987円から1,028円（41円アップ）	×	
	987円から1,058円（71円アップ）	○	30円コース
	1,037円から1,082円（45円アップ）	○	45円コース
10月2日～12月31日	1,028円から1,058円（30円アップ）	○	30円コース
	1,078円から1,123円（45円アップ）	○	45円コース
4月1日～9月30日 10月1日～12月31日	987円から1,028円（41円アップ） 1,028円から1,032円（4円アップ）	○	45円コース

4月1日から12月31日までの賃金引上げ額がコース区分に満たない場合でも、遡って追加の引上げを行い、差額を支払ってから申請することも可能です。